

広島高速道路公社契約約款の改正について

1 改正内容

当公社が定める建設工事請負契約約款について、以下のとおり改正する。

(1) 前払金の使途拡大に係る特例措置の恒久化について

前払金の使途拡大に関する特例措置について、恒久化とする。

なお、平成28年4月1日以降において、既に請負契約を締結した工事で、払出しが行われるものについては、発注者と受注者間で協議の上、当該請負契約を変更し、特例措置を適用する。(様式1を公社に提出)

(第36条関係)

2 適用

令和7年4月30日以降に公告、指名通知及び見積依頼を行う案件から適用する。

以 上